

## ソーシャルメディア利用ガイドライン（学生向け）

令和元年7月3日

長岡大学 危機管理委員会

LINE、Twitter、Instagram、Facebook、ブログ、電子掲示板やホームページなど、ユーザーが情報を発信して形成する、いわゆる「ソーシャルメディア」の利用が広がっています。本学が建学の精神に掲げる「幅広い職業人としての人づくりと実学実践教育の推進」および「地域社会に貢献し得る人材の育成」の実現には、ソーシャルメディアの適切な利用方法を理解し、他者との効果的なコミュニケーションを推進することは意義のあることであると言えます。

一方で、軽率な発言や投稿が大きなトラブルの原因となり、個人だけでなく大学に関係する多くの人々をトラブルに巻き込む恐れもあります。また、他者に被害を与えた場合には、法的な処分の対象となったり、本学における処罰の対象となる可能性があります。

学生の皆さんが、本学の学生である自覚を持ってソーシャルメディアを有効活用するための具体的な行動指針をまとめた「ソーシャルメディア利用ガイドライン」を定めましたので、このガイドラインに基づいて、自覚ある情報発信に努めるようお願いします。

### ① 法令遵守

日本国の法令や学則等の規則を遵守して下さい。

- ・未成年の飲酒や喫煙、自動車の危険運転、その他法令違反となる行為や試験でのカンニング等の学則違反となる行為は決して許されることではありません。また、このような行為をソーシャルメディアで発信することにより、それ以降は発信者の意思に関係なくほぼ永久にインターネット上にその記録が残ることになります。
- ・他者の作品である写真等の静止画、動画、音楽等の著作物を勝手に使用することは、他者の著作権を侵害する行為です。著作権者から高額な損害賠償を請求されるケースもあります。

### ② 他者の人権、肖像権、プライバシー権の尊重

いかなる人にも人権、肖像権、プライバシー権があります。他者の権利を尊重し、その権利を侵すことのないよう十分注意しましょう。

- ・特定の個人・集団等を誹謗・中傷したりするような行為を行ってははいけません。場合によっては名誉毀損罪や侮辱罪等の罪に問われる可能性もあります。
- ・たとえ友人であっても他人の顔写真や私生活に関する事実を本人の許可なくソーシャルメディアやホームページに掲載する行為は肖像権やプライバシー権の侵害に該当します。

裏面へ続く

### ③ 守秘義務・機密情報の取り扱い

アルバイト先やインターンシップ先の職務で知り得た機密情報をソーシャルメディア等に掲載し外部に漏らすことは守秘義務（秘密保持義務）に違反する行為です。

- ・アルバイト先等で職務上知り得た機密情報や職場での倫理的に不適切な行為の事実をソーシャルメディア等に発信したことで企業・団体の価値を著しく低下させた場合には、企業・団体から高額な損害賠償を請求されるケースがあります。

### ④ 責任ある発言、正確な情報の発信

一度ソーシャルメディア上に発信した情報は、内容に何らかの問題や誤った事実が含まれていても、瞬時に世界中に拡散し、その後の訂正や削除が出来なくなる恐れがあります。常に責任ある発言や正確な情報の発信を心がけてください。

- ・虚偽や不確かな情報をむやみに発信することは、自分自身だけでなく他の学生や卒業生、教職員等、大学の関係者の名誉と信頼を損なうことにつながります。
- ・企業の採用活動においては、採用担当者が応募者の氏名をインターネット上で検索して、応募者が過去に発信した内容等の情報を収集して選考に利用するケースがあります。

### ⑤ 自分自身のプライバシー保護

自分自身や家族の個人情報をソーシャルメディア等で発信することで、それらが本意にインターネット上で拡散し、多くの人の目にさらされる危険性があることに注意してください。

- ・住所、氏名、電話番号や家族構成などの個人情報を利用した詐欺やその他の犯罪の被害に遭うリスクが著しく高まります。
- ・写真の画像データに含まれる GPS 情報による自宅住所の特定だけでなく、写真の背景に写る風景や街並みから撮影場所を特定されることがあります。
- ・ソーシャルメディア上でつながっている限られた友人にしか公開しない設定にしてあるから大丈夫という認識は危険です。その友人の中のたった一人でもその情報を複製して他で公開すれば、瞬時に世界中に拡散します。

万が一何かのトラブルに巻き込まれたら、早めに学生課に相談してください。